

# 貸金庫規定（カード式）

（令和1年9月1日現在）

## 1.（格納品の範囲）

- (1) 保護箱には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

## 2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。  
継続後も同様とします。

## 3.（使用料）

- (1) 保護箱の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず自動引落しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4.（鍵等の保管）

- (1) 保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」といいます。）を発行致しますので、借主および代理人が保管してください。

## 5.（保護箱の開閉等）

- (1) 保護箱の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用しておこなってください。
- (2) 開箱にあたっては、ご利用カードをカード読取機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作してください。なお、閉箱後は保護箱の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所でおこなってください。

## 6.（届出事項の変更等）

- (1) 印章もしくはご利用カードを失ったとき、または印章、暗証番号、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。  
正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 7.（ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の保護箱の開閉は当行所定の手続をした後におこなってください。  
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が保護箱の

変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

- (3) ご利用カードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料を支払ってください。

## 8. (暗証番号照合、印鑑照合等)

- (1) 護箱の開箱にあたり、カード読取機操作の際使用されたご利用カードを確認のうえ記録(ご利用カードを自動的に転写する方式による)し、同時に暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認して開箱その他の取扱いをしましたうえは、借主または代理人自身が操作したものとし、ご利用カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保護箱設備の故障等が発生した場合には、保護箱の開箱に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

### 11. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ①借主が使用料を支払わないとき
  - ②借主について相続の開始があったとき
  - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開箱のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護箱の開箱に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。

これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

## 12. (保護箱の修繕、移転等)

保護箱の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 13. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護箱の開箱を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開箱し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

## 14. (譲渡、転貸等の禁止)

保護箱の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

## 15. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上